

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 28 年
2月19日
(金曜日)

目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(団体指導室)……………二

建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定(建築指導課)……………二

○公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………四

○選管告示

政治団体の名称等……………五

政治団体の異動事項……………五

解散等に係る政治団体の名称等……………五

資金管理団体の異動事項……………六



山口県告示第三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年二月十九日

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	山口県知事	村 岡 嗣 政	廃 止 年 月 日
松井医院		萩市大字下田万一三三八					平成二八、一、四
日良居病院		大島郡周防大島町大字土居二四一六の一					平成二七、二、三一
山内歯科医院		下松市駅南一丁目六番一					平成二八、一、一
岡崎薬品株式会社岡崎薬局		周南市速玉町五番一三三					〃 〃 三

山口県告示第三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

平成二十八年二月十九日

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	山口県知事	村 岡 嗣 政	休 止 年 月 日
川口デンタルクリニック		周南市政所二丁目二番二					平成二八、一、三一

山口県告示第三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年二月十九日

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	山口県知事	村 岡 嗣 政	指 定 年 月 日
日良居病院		大島郡周防大島町大字土居二四一六の一					平成二八、一、一
いけだ歯科クリニック		山口市小郡下郷二二七の一					平成二七、七、〃
シゲタ薬局		金古曾町三番一					〃 〃 〃
有限会社おくだ薬局		熊毛郡平生町大字大野北二九					二二、〃 〃

山口県告示第三十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十八年二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
見島区域		総トン数十トン未満の漁船を使用して営む漁業以外の漁業	
通区域		総トン数十トン未満の漁船により、主として北緯三四度四十五分の線以北の日本の海域において営む漁業のうち、船ひき網を使用して営む漁業及びはえ縄を使用して営む漁業以外の漁業	
白木、森野区域		主としてばら囲刺網を使用して営む漁業	

山口県告示第三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成二十八年二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 中間検査を行う区域
山口県の区域（下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市及び周南市の区域を除く。）
- 二 中間検査を行う期間
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。ただし、同日までに法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）が行われた建築物については、同日後においても、中間検査を行うものとする。
- 三 中間検査を行う建築物

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に確認申請が行われた建築物（法第七条の三第一項第一号に規定する工程をその工程に含む建築物、法第八十五条第五項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第十条第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、一の建築物の新築に係る部分が次のいずれかに該当するものについて、中間検査を行う。

- (一) 分譲を目的とする住宅
- (二) 主要構造部が木造である住宅（地階を除く階数が三であるものに限る。）
- (三) 主要構造部が鉄骨造であって、地階を除く階数が三以下で、かつ、延べ面積が三百平方メートル以上千平方メートル以下の建築物（テナント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十七号）に規定するテナント倉庫建築物を除く。）

四 特定工程

- (一) 木造の建築物にあつては、柱、はり及び小屋組の建て方工事（枠組壁工法の木造建築物にあつては、耐力壁及び小屋組の建て方工事）
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、一階部分の鉄骨の建て方工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

五 特定工程後の工程

- (一) 木造の建築物にあつては、壁の内外装工事
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分を覆う工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事



(六〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年二月十九日から同年六月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 防府ファッションモール
 所在地 防府市寿町一五八の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社しまむら 住 所 さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号 野中 正人 代表者の氏名
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号 野中 正人 代表者の氏名
- 四 株式会社しまむら さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号 野中 正人
- 五 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十八年九月三十日
- 六 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二、五四一平方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数 一、二八台
 (二) 駐輪場の収容台数 四〇台
 (三) 荷さばき施設の面積 五八平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
 七五立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
 株式会社しまむら 午前一〇時 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前九時四十五分から午後八時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
 一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十八年一月二十九日

(六一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年二月十九日から同年六月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ウエスタまるき小松原通り店
 所在地 宇部市若松町七番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社丸喜 住 所 山陽小野田市大字西高泊六八〇の七 代表者の氏名 木谷 宏治
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
変更に係る事項		

所在地 宇部市若松町七番一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社丸喜 称 住 山陽小野田市大字西高泊六八〇の七 所 代表者の氏名 木谷 宏治
 三 変更に係る事項
 駐車場の位置、荷さばき施設の位置、廃棄物等の保管施設の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置
 四 届出年月日 平成二十八年二月五日
 五 変更年月日 平成二十八年二月十八日



山口県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(備考)年月日
自由民主党山口県支部	二木 健治	柳田 英治	宇部市大字東須恵1903の1	一以上の市町を単位として設けられた政党(自由民主党)	平成28、4
自由民主党山口県選挙区支部	綿谷 昌明	大谷 道明	下松市古川町4丁目5番7号		” 1/5
宇多村しろう後援会	森重 泰信	関谷 芳広	防府市大字富海/883の1		” 4
政経フォーラム21	樋口 晋也	守谷 淳	山陽小野田市大字小野田840の3		” 6
政治結社大日本心勇會	佐々木悟朗	難波 祥一	宇部市大字妻崎開作554の4		” 1/5

「田原よしひろ」と美祿市の会近未来を創る会	田原 義寛	並川 泰輔	美祿市秋芳町嘉万2322	”	1/3
藤井康弘後援会	杉村 知徳	藤井 康弘	周南市大字須々万本郷500の23	”	1/5

山口県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十八年二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(異動)年月日
			新	旧	
自由民主党山口県農業団体支部	山本 伸雄	事務所	山口市小郡下郷2139	山口市元町968の1	平成27、12、21
自由民主党山口県萩市第一支部	新谷 和彦	会計責任者	古田 順一	平賀 覚	平成28、4
芥川きくじ後援会	藏重 重成	”	芥川貴久爾	小西 修朗	” 12
新谷和彦後援会	長富 光造	”	古田 順一	平賀 覚	” 4
西崎孝一後援会	西崎 孝一	名称	西崎孝一後援会	西崎孝一と県議会を一新する光市市民の会(西崎孝一後援会)	平成27、12、30
萩・阿武政経研究会	新谷 和彦	会計責任者	吉田 順一	平賀 覚	平成28、4
万代やすお後援会	金子賢太郎	代表者	金子賢太郎	大石 洋典	” 24
藤村ひろみ後援会	藤村 博美	事務所	下関市丸山町4丁目3番10号	下関市入江町10番7号	平成26、5、5

山口県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出

があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
維新の党衆議院山口県第1選挙区支部	高田 勉	國本 宏治	防府市お茶屋町4番44号	平成27/12、31
維新の党山口県総支部	片山虎之助	〃	〃	〃
重川やすとし後援会	田村 浩	中司 淑子	防府市大字佐野290の2	〃
須子藤吉朗後援会	藤井 年雄	西村 文友	山口市仁保下郷/519	〃
南口彰夫後援会	阿座上 隆	吉村 智治	美祿市大嶺町東分1963の8	〃
守田佳裕後援会	山本 陽典	原田 秀明	光市島田4丁目/2番1号	〃

山口県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十八年二月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考 異動年月日
			新	旧	
藤村 博美	藤村ひろみ後援会	事務所	下関市丸山町4丁目3番10号	下関市入江町10番7号	平成26、5、5